

令和3年11月19日

## 民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

1 開催日時 令和3年11月19日（金曜日）午前9時58分～午前10時53分

2 開催場所 第1・2委員会室

### 3 報告事項

(1) 令和3年第4回定例会提出予定案件

- ①青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ③専決処分の報告について
- ④専決処分の報告について
- ⑤青森市国民健康保険条例及び青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

- ①令和3年度青森市環境保全活動団体表彰及び環境フェアについて
- ②ごみの減量化の進捗状況について
- ③令和3年度青森市地域密着型サービス事業者の選定について
- ④県立中央病院と青森市民病院のあり方についての提言について

### ○出席委員

委員長	村川みどり	委員	小豆畑 緑
副委員長	澁谷洋子	委員	渡部 伸 広
委員	赤平 勇 人	委員	木戸 喜美男
委員	奈良 祥 孝	委員	藤田 誠
委員	中村 節 雄		

### ○欠席委員

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

環境部長 高村 功 輝  
福祉部長 福井 直 文  
保健部長 坪 真紀子  
市民病院事務局長 岸 田 耕 司  
環境部次長 奥 崎 文 昭  
福祉部次長 三 浦 裕 子  
保健部次長 小 形 麻 理

保健部次長 千 葉 康 伸  
市民病院事務局次長 長 内 哲 史  
環境政策課長 成 田 光 義  
福祉政策課長 福 島 清 裕  
市民病院事務局総務課長 阿 部 崇  
関係課長等

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主事 高 木 涉  
議事調査課主事 北 山 賢 臣

議事調査課主査 猪 口 茂 樹

**○村川みどり委員長** ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。  
案件に入る前に、私から報告いたします。

本委員会に所属していた花田明仁委員から、11月2日付けで、議長に対し、文教経済常任委員会への所属変更の申出があり、同日付けで、変更されましたので報告いたします。

また、総務企画常任委員会に所属していた藤田誠委員から、11月2日付けで、議長に対し、本委員会への所属変更の申出があり、同日付けで、変更されましたので報告いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

「令和3年第4回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いします。

初めに、「青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和3年第4回青森市議会定例会に提出を予定しております「青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

配付しております資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。福祉館は、市民に娯楽、休養、読書その他余暇の善用及び集会の場を提供することによって、福祉の増進を図るため、市内11か所に設置しております。現在、老朽化対策として改築中の幸畑福祉館とほろがけ福祉館が令和3年度内に建て替えが完了し、これまでの和室に代わり集会室・多目的室を設置することに伴い、新たに使用料の額を定めることが必要でありますことから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、「2 福祉館改築の概要」についてであります。幸畑福祉館は単独での現地建て替え、ほろがけ福祉館は青森消防団浜館分団第1・5班機械器具置場との複合化での現地での建て替えとし、両福祉館とも旧施設を解体し、現在、改築工事を進めているところであります。

次に、「3 改正の概要」についてであります。条例別表中の幸畑福祉館及びほろがけ福祉館のこれまで使用料を徴収していた和室と同様の仕様とする部屋として、建て替え後において、集会室・多目的室A、B、Cの3部屋を設けており、それぞれの部屋の面積区分に応じた使用料を設定する内容に改めるものです。金額につきましては、現行の福祉館使用料の面積区分の規則性に基づき設定するものであります。また、今回の改正に合わせ、表中の表記の仕方などの体裁を整え、別表全体を改めることとしたものであります。

次に、「4 施行期日」につきましては、改築工事の工期を幸畑福祉館、ほろがけ福祉館ともに、それぞれの工事の進捗状況を踏まえ施設の引渡し予定日に応じて設定することとし、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定め

る日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 幾つかあるんですけども、最初に、具体的な供用開始時期というのは、今、示すことはできますか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 改築終了というか、完成を年度内に予定しておりますので、令和4年度、4月開始を予定しております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** それから、右の表を見ると、集会室・多目的室A・B・C、両方とも3種類になっているんですけども、これは、何ていうんでしょう、それぞれの部屋ごとにはなっていると思うんですけども、例えば、つなげて使うことができるとか、そういう構造になっているという認識でいいんでしょうか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 集会室・多目的室A・B・Cについては、それぞれの部屋の間に、アコーディオンカーテンみたいな仕切りで仕切っておりますので、そのA・B・Cを全部つなげて1部屋で使うこともできますし、個別で使うことも可能です。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** そうなると、この下にある「現行の使用料の面積区分の規則性にに基づき設定したものである」というところで、これがちょっと私、分かりづらかったんですけども、ほろがけ福祉館の場合、例えば、和室の面積が73.71平方メートルになっているのに対して、A・B・Cは、いずれもそれよりも小さい面積なんですけれども、借りるための金額は同じという設定になっていて、面積区分の規則性に基づき設定というのは、具体的にどういう計算方法だったのかなというのが気になりました。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 現在の市内にあります11の福祉館の料金の設定というか、区分は、4段階に区分されておまして、例えば、60平米未満の使用料の枠と60平米から80平米未満の枠、あとは80平米から100平米未満の枠、あとは100平米以上の4つの区分に分けられておりますので、階層といいますか、その中での整理をしております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 分かりました。ということは、今、幸畑福祉館、ほろがけ福祉館の和室の計算をそのまま横滑りするということではなくて、4段階に分かれている階層に当てはめて設定したいということですよ。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** そのとおり、階層に分けて、当てはまる部分での料金の設定をしております。「分かりました」と呼ぶ者あり)

**○村川みどり委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 令和3年第4回市議会定例会に提出を予定しております「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明申し上げます。

お手元の資料の1ページ目を御覧ください。

初めに、条例の制定理由につきましては、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するため、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の概要につきましては、「(1) 保育所等の事業者等の業務負担軽減」につきましては、事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものであります。具体的な書面の例といたしましては、特定教育・保育を実施するに当たっての指導計画や提供した内容の記録、苦情や事故についての記録などとなります。

「(2) 保育所等を利用する保護者の利便性向上と保育所等の業務負担軽減」につきましては、保護者への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものであります。具体的な例といたしましては、利用の申込みを行った保護者に対して交付する施設の運営規程の概要、職員の勤務体制、費用等を記した重要事項説明書や、特定教育・保育の提供開始に対する保護者の同意書などとなります。

このほか、所要の規定の整理を行っております。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

資料の2ページ目を御覧ください。

こちらは、内閣府で5月に当該府令について実施しましたパブリックコメントの際の改正概要資料となります。今回の条例の改正内容につきましては、こちらの国の府令どおりの改正となっております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「③専決処分の報告について」及び「④専決処分の報告について」の2件については関連がありますので、一括で報告を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** 令和3年第4回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、御説明申し上げます。

事故の内容につきましては、令和3年9月9日開催の民生環境常任委員会において御報告しておりますが、相手方車両とブロック塀の2件の損害賠償額の決定につきまして、それぞれ専決処分したものであります。

資料を御覧ください。

事故の発生は9月4日土曜日、午前10時頃、国道4号の岡造道交差点におきまして、感染症対策課職員が運転する市車両と相手方車両が接触したものであります。

事故の状況につきましては、市車両が国道4号を走行中、岡造道交差点を右折する際に、直進の車両と接触し、そのはずみで民家のブロック塀に接触し、一部破損させたものであります。この事故による過失割合につきましては、双方協議の結果、市が8割、相手方車両が2割で合意し、市は相手方の車両損害額及び車両搬送費用として42万7687円のうち34万2150円を、塀の修理費として6万6539円のうち5万3231円を負担することで合意し、令和3年11月8日に専決処分をいたしまして、同日示談が成立しております。

なお、市が負担する損害賠償につきましては、市が加入している全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で対応しているものであります。

公用車の運転につきましては、日頃から職員に安全運転を呼びかけておりますが、改めて、職員に公用車の運転に係る注意喚起を呼びかけ、安全運転・安全確認に努めるよう、職員一人ひとりに周知・徹底したところであります。申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

**○藤田誠委員** この感染症対策課の職員というのは、専任職員か一般職員か。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** 感染症対策課の正職員であります。

**○村川みどり委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 一般職員か専任職員——専任というのは、行政職2級かどうかということですか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○坪真紀子保健部長** 陽性者のお宅に伺う途中の保健師でありました。

**○村川みどり委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

それで、私も辞めて10年もたつけれども、行政処分というか、罰金は今どうなんでしょう、個人負担のままでしょうか。（「罰金ってあるの」と呼ぶ者あり）

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 申し訳ございません、職員個人の罰金の額については把握しておりませんでした。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ごめん、罰金の額じゃなくて、罰金は職員持ちということによろしいですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 申し訳ございません。そのところを確認しておりませんでしたので、後ほど確認して、委員長、各委員に御報告させていただきます。

○村川みどり委員長 はい、お願いします。

ほかに、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市国民健康保険条例及び青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 令和3年第4回市議会定例会に提出を予定しております「青森市国民健康保険条例及び青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」のうち、市民病院に関係する青森市病院料金及び手数料条例について御説明いたします。

なお、この条例につきましては、出産育児一時金の改正とセットであることから、税務部国保医療年金課所管の青森市国民健康保険条例と1つの議案となっており、税務部を所管する総務企画常任委員会に付託されることとなります。

それでは、市民病院事務局所管の改正内容について御説明いたします。お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに、改正の趣旨ですが、令和2年12月2日に開催された厚生労働省の第136回社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金を現在の分娩当たり1万6000円から1万2000円に見直すこととする方針が決定され、令和4年1月より産科医療補償制度掛金等の見直しが行われることに伴い、青森市病院料金及び手数料条例別表「分べん料」のうち「産科医療補償制度に係る負担額」を改正するものです。

改正内容につきましては、今回、産科医療補償制度の掛金の額が1万6000円から1万2000円に減額されることから、現行条例の「単体分べん16,000円」、「多胎分べん16,000円に胎児数を乗じて得た額」を「産科医療補償制度に係る1分べん当たりの掛金に相当する額に胎児数を乗じて得た額」に改正するものです。

この掛金は、市民病院から産科医療補償制度を担う公益財団法人日本医療機能評



価機構に支払うものであり、妊産婦さんには、分娩の際に市民病院に対して、同額を支払っていただいておりますが、その分は出産育児一時金等に含まれており、妊産婦さんの掛金負担はないものとなっております。

次に、施行期日につきましては、産科医療補償制度の掛金に変更となる令和4年1月1日としております。

なお、当該変更につきましては、院内掲示、ホームページや「広報あおもり」への掲載などにより、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、令和3年第4回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「令和3年度青森市環境保全活動団体表彰及び環境フェアについて」報告を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 令和3年度青森市環境保全活動団体表彰及び環境フェアについて御報告いたします。

お手元の配付資料1を御覧ください。

市では、豊かな環境の保全に貢献している団体を表彰し、その活動を広く市民の皆様を紹介することで、環境に対する意識向上や環境に配慮した活動の推進が図られ、これまで以上に様々な取組が促進されるよう、平成25年度から青森市環境保全活動団体表彰を実施しております。このほど、第9回目となる令和3年度の表彰団体を決定いたしましたので、御報告申し上げます。

対象となりますのは、本市において、地域の清掃活動や集団回収などの環境保全活動をおおむね3年以上継続的に行う団体であって、その活動が他の模範と認められるものであります。

例年どおり、9月1日から9月30日までを募集期間とし、「広報あおもり」、市ホームページなどで広く呼びかけたほか、庁内及び環境関連団体、市内の小・中・高等学校などに推薦の依頼をしたところであります。

応募いただいた団体につきましては、副市長及び環境部職員によって構成される環境保全活動団体表彰選考会議において、「継続性」、「他団体への波及可能性」、「環境保全への寄与度」、「公共性」、「市民参加」の5つの項目に基づき審査し、市長が表彰団体を決定したものであります。

次に、配付資料2を御覧ください。

選考の結果についてですが、松森団地町会、久栗坂町会、エコサークル大成、青森明の星短期大学附属幼稚園父母と教師の会の4団体を表彰団体といたしました。

表彰式につきましては、12月12日日曜日に、ねぶたの家「ワ・ラッセ」におい

て開催する第11回青森市環境フェア2021で実施する予定であります。また、表彰式では、表彰団体による事例発表を予定しており、来場した多くの方々に表彰団体の活動を周知することで、市民の皆さんの環境保全への取組が促進されることを期待しております。

次に、配付資料3を御覧ください。

環境フェアでは、地球温暖化防止活動に取り組むきっかけを提供するために平成23年度から毎年開催しており、11回目となる今回は、配付資料3の中央部に記載しております「SDGsでつくろう青森の未来」をテーマに実施いたします。

今回の環境フェアでは、SDGsやクールチョイスの紹介をはじめ、県産木材を使った住宅や環境に配慮した設備や機器の紹介、水素自動車の展示や試乗、子ども向けのコーナーとして、むつ湾かるた、SDGsカードゲーム、リサイクル工作や森林体験活動紹介などを出展いたします。

なお、当日は、マスクの着用及び検温、消毒等、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じた上で開催いたしますので、委員の皆様におかれましても、お時間がありましたら、ぜひ御来場くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 小さいことなんですけれども、この4団体が表彰されているということなんですけど、該当号数のところで、2号の「温室効果ガスの排出の抑制又は吸収作用の保全若しくは強化に貢献する活動」の該当団体がいないんですけれども、この2号に該当する活動がなかなかされていないのかどうなのか、そこら辺の市の認識というのはどうなんでしょうか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 該当号数につきまして、今、赤平委員おっしゃるとおり、1号と3号のみ該当ということで、今回の4団体が選出されております。

確かに、1号「地球の環境保全又は美化に貢献する活動」ということで、例えば、町会等も行う町内の集団清掃や廃棄物の集団回収等、また、3号「廃棄物の発生抑制及び循環的な利用に資する活動」ということでは、回収した廃棄物をリサイクルに回すといったようなこと、これは非常に団体、町会、また、PTA等の活動として、非常にやりやすい事業ということで、この1号と3号に該当する活動を続けられている団体がどうしても多くなる傾向にはあります。

また、「温室効果ガスの排出の抑制又は吸収作用の保全若しくは強化に貢献する活動」ということで、具体的には、例えば、森林関係の活動等が考えられますが、やはり、これは、今、申したように、町会や小・中・高等学校のPTAの活動としては、ハードルがちょっと高いかなということでは、今、委員おっしゃったようなことも考えられると思います。

○村川みどり委員長 赤平委員、いいですか。

○赤平勇人委員 はい、いいです。

○村川みどり委員長 ほかに、御質疑ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 今回の2号なんですけれども、例えば、町会が活動するに当たって、何をすれば2号に該当するかというのは、各町会にお知らせしたほうがいいのではないかなど。1号と3号は、多分、どこの町会もやっています。2号は、私のうちの町会の公園もこの前、木が倒れそうで切っちゃいました。ということは、温室効果ガスの吸収に反する行為をしましたけれども、そういう意味では、やっぱり2号で出せるように、町会に指導しておくということでは、具体的に、端的に言って何をやればいいのか。教えてください。ごめんなさい、難しい話で。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 「温室効果ガスの排出抑制又は吸収作用の保全若しくは強化」ということでありますと、具体的には、例えば、海岸清掃等ということにつきましても、グリーンカーボンに代わるブルーカーボンという、例えば、海藻のCO<sub>2</sub>の吸着活動等に寄与するといったことはあり得ると思うんですが、なかなか——もちろん、海岸に面している町会もありますし、そうでないところもありますので、これについては、具体的な、どういうものが対象になるかということについて、各団体にお知らせしたほうがいいんじゃないのかという今の御意見につきましては、今後、検討させていただきます。

○藤田誠委員 よろしくお願いします。

○村川みどり委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「ごみの減量化の進捗状況について」報告を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 ごみの減量化の進捗状況について、御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

今年度の7月から9月までのごみの排出状況について御報告申し上げます。

初めに、資料左側の表1「令和3年度可燃ごみの月別排出状況（速報値）」であります。赤い太枠で囲んでいる部分が7月から9月までの排出状況となっております。青森地区では2万485トンとなり、前年度の同時期と比較して27トンの増、浪岡地区では1232トンとなり、前年度の同時期と比較して45トンの減、平内町、今別町及び蓬田村の広域町村では1064トンとなり、前年度の同時期と比較して15トンの減となりました。

これら第2四半期の合計は2万2781トンとなり、前年度の同時期と比較して33トン、0.1%の減となったところであります。

次に、資料右上の表2「家庭系及び事業系別の可燃ごみ排出状況」であります。これは4月から9月の可燃ごみの排出量を家庭系及び事業系別にまとめたものと

なっております。各地区の合計では、昨年度と比較して、家庭系可燃ごみは 155 トンの増、事業系可燃ごみは 217 トンの増、合計で 372 トンの増となったものであります。

このうち、青森地区につきましては、家庭系ごみが 192 トンの増、事業系ごみが 255 トンの増となっており、合計で 447 トンの増となっております。

このうち、家庭系ごみにつきましては、第 1 四半期に引き続き、市民の皆様がごみを直接清掃工場に搬入してくる、いわゆる自己搬入ごみが昨年度に比べ約 241 トン増加していることが大きな要因となっているものであります。

次に、資料右真ん中の表 3「可燃ごみの年度別排出状況」であります。4 月から 9 月の上半期の実績に対前年度増減率を乗じた年間の推計値は、各地区の合計で 8 万 5462 トンとなり、昨年度と比較して 706 トンの増加の見込みとなっております。

最後に、資料右下の表 4「令和 2 年度以降の可燃ごみの減量目標」を御覧ください。赤い太枠で囲んでいる部分が今年度分となっております。

可燃ごみの減量目標値は、施策による減量効果及び人口減少に伴う減量を合わせて年間 800 トンとしておりますが、先ほど表 3 で御説明したとおり、現時点では、706 トンの増加見込みとなっております。ただし、令和 2 年度及び令和 3 年度の合計では 800 トン掛ける 2 で 1600 トンの減量目標に対し、958 トン多い 2558 トンの見込みとなっております。

以上が今年度、第 2 四半期までのごみ減量化の進捗状況となっております。配付資料左側の表の合計にありますように、第 1 四半期は 405 トンの増加となりましたが、第 2 四半期は微減となる 33 トンの減少となり、増加傾向には鈍化が見られるようになったところであります。

今後におきましても、ごみ減量化に向けた新たな目標の達成に向け、引き続き、ごみの減量化に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

**○藤田誠委員** すみません、事前にしゃべっておけばよかったんですが、可燃ごみの減量目標に、「人口減少に伴う減量」と内訳の中であるんだけど、先ほど言ったように、1 人頭の排出量、令和 2 年度はもう 1 人頭何ぼになったか、令和元年度は何ぼになったかは数字が出ていると思うので、この減量目標のところにつけてほしい。1 人頭どれぐらいなのか、それが 1 つの目安になるので。表 4 のところに令和 2 年度からしかないから、そういう意味では、これまでこうだったとか、少し上も積み重ねて、ちょっと、まだ下に 2 列、3 列くらい幅に余裕があるので、そういうふうに出してほしい。要望です。

**○村川みどり委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和3年度青森市地域密着型サービス事業者の選定について」報告を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 令和3年度青森市地域密着型サービス事業者の選定について、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 地域密着型サービス事業者の公募」につきましては、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画に基づき、地域密着型サービスの計画的な施設の整備を実施するため、指定予定事業者を選定することを目的に行ったものであります。

次に、「2 公募に対する応募の状況」につきましては、太枠で囲んでいる6種類のサービスについて、合計7件について公募を行った結果、「(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」は2件の公募件数に対して応募がありませんでした。

「(2) 認知症対応型共同生活介護」は1件の公募件数に対して応募が1件、「(3) 地域密着型特定施設入居者生活介護」は1件の公募件数に対して応募が1件ありました。「(4) 小規模多機能型居宅介護」は1件の公募件数に対して応募がありませんでした。「(5) 看護小規模多機能型居宅介護」は1件の公募件数に対して応募が1件、「(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は1件の公募件数に対して応募が2件ありました。

これらの応募に関する審査につきましては、保健、医療及び福祉に関する学識経験者等で組織されております青森市地域密着型サービス等運営審議会において、書類審査の一次審査と、応募者による業務提案及び質疑応答の二次審査を行った結果、

「3 選考結果及び選定」に記載のとおり、「(2) 認知症対応型共同生活介護」については一般社団法人慈恵会が、「(3) 地域密着型特定施設入居者生活介護」については社会福祉法人榮惣会が、「(5) 看護小規模多機能型居宅介護」については、社会福祉法人敬仁会が、「(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、社会福祉法人和幸園がそれぞれ選考されました。

この選考結果を踏まえ、令和4年度に施設等の整備を行い、令和5年度の開設を目指す指定予定事業者を選定したところであります。

最後に、「4 再公募」につきましては、応募がありませんでした「(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」及び「(4) 小規模多機能型居宅介護」につきましては、令和4年度に実施する公募に併せて行うこととしております。

報告は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「県立中央病院と青森市民病院のあり方についての提言について」報告を求

めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 去る11月12日に、県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会から市長に対し、提言をいただきましたので、その内容等について、御報告いたします。

提言書の構成についてであります。表紙を1枚めくっていただくと、目次があります。

まず、「I 協議会の検討経過について」として、第1回から第3回までの各議題について、各委員からいただいた意見等を掲載しております。

IIが意見等を取りまとめた「県立中央病院と青森市民病院のあり方(提言)」になっております。また、参考資料等として、第3回までの会議資料等も添付しております。

それでは、その概要について御報告いたします。1ページを御覧ください。

令和3年5月26日開催の第1回協議会では、青森県、青森地域保健医療圏における医療の現状と課題、県立中央病院及び青森市民病院の現状と課題を議題とし、意見交換が行われたところです。

6ページを御覧ください。

「(3) 委員からの意見等」については、会議の中で、論点となった①急性期機能等の集約、②医師等の医療従事者不足、③病院の老朽化、④病院の経営状況、⑤地域医療支援、⑥その他(救急医療について)の6項目について、委員の方々からいただいた御意見を掲載しております。

8ページには、第1回協議会のまとめとして、人口減少などにより、地域医療を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療従事者不足や地域医療構想への対応等を進めていく上で、両病院の老朽化や経営基盤の強化などの点も考慮すると、どのような形態であれ、県立中央病院と青森市民病院は、共同・連携が必要であるとの方向性で各委員の意見がまとまったところです。

9ページを御覧ください。

令和3年7月28日開催の第2回協議会では、第1回協議会の方向性に基づき、2病院の連携形態を議題とし、4つの連携形態の選択肢案について、①医師等の医療従事者不足・人材確保、②急性期機能の集約・充実、③施設の老朽化等、④病院経営(経営基盤の強化等)、⑤地域医療支援、⑥新興感染症対策の項目について意見交換が行われるとともに、救急医療体制、転院患者の受入先確保についても第3回協議会で検討することとしたところです。

委員からの連携形態ごとの各項目についての意見については、11ページから16ページ中段にかけて掲載しておりますが、連携形態の選択肢案のまとめとして、17ページの3段落目「以上のことから、」以下になりますが、持続可能な医療提供体制を構築していくためには、医療資源の重複投資や施設の課題が解消されるとともに、医療従事者の集積、集約化などにより診療機能の向上も期待される案3、いわゆる

共同経営の上、統合病院を新築整備が最も有力な選択肢と考えるとまとまったところ  
です。

次に 18 ページを御覧ください。

令和 3 年 10 月 20 日開催の第 3 回協議会では、共同経営・新病院整備をするとし  
た際に、検討が必要と思われる①経営形態、②病床規模、③整備場所の考え方、④  
救急医療体制、⑤新興感染症対策、⑥転院患者の受入先確保の 6 項目について、意  
見交換が行われました。

この意見交換の内容については、それぞれの項目ごとに、18 ページから 23 ペー  
ジにかけて掲載しておりますが、「① 経営形態について」のまとめとしては、19  
ページ「まとめ」の 2 段落目になりますが、自律的、弾力的かつ着実な運営が期待  
される②一部事務組合等の全部適用または④地方独立行政法人非公務員型のいずれ  
かが適当と考えるとまとまったところ  
です。

「② 病床規模について」は、20 ページに「まとめ」がありますが、病床規模を  
考える上では、マグネットホスピタルとしての魅力もなくてはならないし、患者推  
計も考慮しながら算定する必要があると思うが、一般病床については、両病院の患  
者数や適正な病床利用率等を基に算出することが適当であり、現時点では 800 から  
900 床程度と見込まれる。加えて、感染症病床や精神・身体合併症患者対応病床等  
の一般病床以外の確保や、新興感染症の感染拡大時や災害発生時など一時的に患者  
が多く発生する場合に備えた病床機能転換ができるスペースの確保についても検討  
が必要と考えられるとまとまったところ  
です。

「③ 整備場所の考え方について」は、20 ページ下段に「まとめ」がありますが、  
整備場所を協議会で決めることは難しいと思われることから、必要な面積が確保で  
きること、災害時においても診療に重大な支障を来さないこと、確保が容易な土地  
であること、圏域内外の救急患者の搬送や通院アクセスに適していることの 4 点を  
考慮して、県と市の両方の当局や関係者で検討して決めていただきたいとまとまっ  
たところ  
です。

「④ 救急医療体制について」は、21 ページ下段からに 22 ページ上段に「まと  
め」がありますが、救急医療に関しては、新病院においても、引き続き、二次、三  
次救急の中核的な役割を担っていく必要があり、加えて、住民にとっても、働くス  
タッフにとっても、派遣する大学にとっても、現状よりも良くなるようにしてい  
かないといけないと思うので、新病院ができるまでに、人員、体制を増やしてい  
くことが望ましい。ER 型がいいとか、調整・連携型がいいということには必ずしも  
ならないことから、関係者の皆さんで、新しい病院も含めた地域の救急医療体制の連  
携・機能分担などについていろいろ検討していただきたいとまとまったところ  
です。

「⑤ 新興感染症対策について」は、22 ページに「まとめ」がありますが、新興  
感染症対策に関しては、国の方向性などがどのように示されるのか分からない状況  
でもあるので、今のところは、新病院は新興感染症対策の中核的な病院として、感

染拡大時を想定し、転用スペース等を含めた感染症対応病床の増強や、対応設備の整備及び専門スタッフ等のマンパワーの確保など、機能・体制を充実・強化することが望ましいと考えるとまとまったところでは。

「⑥ 転院患者の受入先確保について」は、23 ページに「まとめ」がありますが、新病院が急性期機能を発揮するためには、適切な転院調整ができるようポストアキュートや回復期機能を有する医療機関との連携強化により、地域全体で切れ目のない医療提供体制の構築が必要と考える。関係機関との連携・協力には、お互いに顔の見える関係性が望ましく、地域医療連携推進法人の設立によって、連携・協力がうまくいっているケースも見受けられるので、法人設立なども視野に入れて、転院患者の受入先確保も含めた連携体制構築に向けて、今後検討していただきたいとまとまったところでは。

次に、24 ページを御覧ください。

令和3年11月10日開催の第4回協議会では、県立中央病院と青森市民病院のあり方についての提言内容を議題とし、提言がまとめられたところでは。

25 ページが提言のコアな部分になります。

「Ⅱ 県立中央病院と青森市民病院のあり方について（提言）」になります。この提言については、第1回から第4回までの協議会でのまとめを整理したものとなっております。

初めに、「1 両病院のあり方について」であります。県立中央病院と青森市民病院は、地域において急性期医療や政策医療の基幹的役割を担っているが、両病院において医師をはじめとした医療従事者を十分に確保していくことが難しいほか、施設の老朽化・狭隘化、経営基盤の強化、新興感染症対策への対応など多くの課題を抱えている。また、両病院が立地する青森地域保健医療圏では、高度急性期、急性期病床数が2025年度の必要病床数を上回っており、その適正化が求められている。協議会では、こうした状況を踏まえ、人口減少、高齢化の進展など地域医療を取り巻く課題等を見据え、将来的に持続可能な医療提供体制を構築していくためには、両病院の共同・連携が必要であり、その方向性は、①医師等の医療従事者不足・人材確保、②急性期機能の集約・充実、③施設の老朽化等、④病院経営、⑤地域医療支援、⑥新興感染症対策の6つの観点を踏まえると、共同経営の上、統合病院を新築整備することが最も望ましいと考える。協議会からの提言の実現に向けて、県と市で今後のあり方について早期に協議を進めることを期待するという提言をいただくとともに、共同経営の上、統合病院を新築整備するに当たっての留意事項として、「(1) 経営形態」については、自律的・弾力的かつ着実な運営が期待される企業団方式または地方独立行政法人(非公務員型)方式のいずれかを基本に県と市で検討すること、「(2) 病床規模」については、新病院の一般病床については、両病院の患者数や適切な病床利用率等を基に算出することが適当であり、現時点では800から900床程度と見込まれる。これに加え、感染症病床や精神・身体合併症患者対応病



床等の一般病床以外の病床の確保や、新興感染症の感染拡大時や災害発生時など一時的に患者が多く発生する場合に備えた病床機能転換ができるスペースの確保について、別途、県と市で検討すること、「(3) 整備場所の考え方」については、整備場所の選定に当たっては、①医療の高度化や療養環境の充実など、整備に必要な面積が確保できること、②津波や洪水などによる大規模災害発生時においても、診療に重大な支障を来さないこと、③工期短縮及び費用節減の観点から、既存建物がなく、確保が容易な土地であること、④圏域内外からの救急患者の搬送や患者の通院アクセスに適していることについて考慮した上で、県と市で検討すること、「(4) 救急医療体制」については、地域における二次、三次救急の中核的な医療機関として、専門スタッフの増員を図るとともに、地域の関係機関等と救急受入れ体制の連携・機能分担などについて十分検討しながら、救急医療提供体制を強化すること、「(5) 新興感染症対策」については、新型コロナウイルス感染症における対応や、新興感染症対策に係る今後の方針等を踏まえつつ、新興感染症対策の中核的な病院として、感染拡大時を想定し、転用スペース等を含めた感染症対応病床の増強、対応設備等の整備及び専門スタッフ等のマンパワーの確保など、機能・体制を充実・強化すること、「(6) 転院患者の受入先確保」については、新病院が急性期機能を発揮するため、適切に転院調整ができるよう地域医療連携推進法人の設立なども視野に入れ、転院患者の受入先確保も含めたポストアキュートや回復期機能を有する医療機関等との連携体制の構築に向けて検討すること、「(7) 地域医療支援」については、新病院は県立、市立病院としての役割・責務を引き継ぎ、青森地域保健医療圏はもとより、県内全域の地域医療を積極的に支援していくこと、以上について、新病院開院までの準備期間も含め、県立中央病院、青森市民病院及び大学等が地域医療をしっかりと支えながら、早期に効果が発現できるよう取組を進めることを期待するという御提言をいただいたところです。

市としては、いただいた御提言を踏まえ、今後、市と県でさらに議論を深め、方針を決定してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 今、報告の最後にもありましたが、今後の具体的なスケジュールについては、今、現段階では、どうこう言える内容というのはあるのでしょうか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** この提言は、青森県と青森市の両方でいただいておりますので、まずは青森県と青森市で、お互いに検討していくことがまず第一になります。

具体的な今後の日程については現時点においてはちょっとお話しすることはできませんけれども、この提言の中にもありますように、スピード感、早期にそういっ

たことを検討しなさいと言われておりますので、可能な限りスピード感を持って進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 私もこの中身をいろいろ読みましたけれども、問題点は様々指摘されていると思うんです。人員の確保や、それから救急体制をどうするのか、あるいは経営体制を具体的な企業団方式だとか独立行政法人化とかということも挙げられて提言されていますが、私は、スピード感を持って検討するとおっしゃいますが、やっぱりよく本当に考える必要があると思うんです。人員確保についても、新しい病院ができて、本当に職員がばっと増える場合もあるでしょうし、なかなかそうっていない事例もあるというふうにも聞いています。中長期的に見てどうなのかという点も必要だと思います。何よりも、コロナ禍の下で、ますます役割が増しているこの自治体の病院が統合して、共同経営という形になれば、1つ減ってしまうということは、市民にとっては本当に大きなことだと思うので、私自身は、こうした方向で進めるべきではないというふうにも思いますし、議論するにしても、スピード感を持つということではなくて、しっかりほかのところはどうなのかということも含めて検討していくべきだということは述べておきたいと思います。

以上です。

**○村川みどり委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、保健部長。

**○坪真紀子保健部長** 先ほど報告事項③、④の専決処分の報告の際、藤田委員より罰金の取扱いについての御質疑がありました。

事故直後、青森警察署に連絡いたしました。交通違反によるものではないとなっております。職員に罰金等、御懸念の部分については科されていないものであります。御質疑あった際に、すぐお答えできず申し訳ございませんでした。

**○村川みどり委員長** ほかに報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）奈良委員。

**○奈良祥孝委員** すみません、事前審査になるといけないので質疑しなかったんですけども、今の福祉館条例の関係ですけれども、例えば、これは建て替えの契約案件ではないから出ないと思うんですけども、見取図とかそういうものというのは参考資料としてつけることは可能ですかね。なぜそういうことを言うかということ、例えば、それがあると、先ほど、赤平委員が質疑した通しで使えるのかとか、そう

というのが、具体的にこの部屋は幾らで、通しで使えば、こういうふうにするんだよというのが目に見えて分かると思うんですよ。かつては、母子寮を建て替えるときに委員だったんだけど、ちゃんと平面図に部屋の配置とか全部出てきて、それで協議した経過があるもので、あえて聞きました。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 見取図等につきましては、次回の常任委員会の際に、現在と新しい建て替え後の平面図を並べた形で、資料としてお示しする予定でありました。

**○村川みどり委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 本番に出す資料は、事前に今みたいなときのタイミングで出したほうが、私はいいと思う。そのほうが本番のとき、質疑が少なくて済むよ。

以上です。

**○村川みどり委員長** ほかに、委員の皆さんから発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )